

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行なっております。

(1) 基本診療料の施設基準

【夜間・早朝等加算】

2024年6月1日より、厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、以下の時間帯にご来院し、受診される方に関して、診察料(初診料または再診料)に「夜間・早朝等加算」を適用することとなりました。平日の18時以降、土曜日の正午以降、12/29および12/30の終日受付の方は、基本診療料に加算します。加算点数は50点となりますので、ご負担額は保険負担割合に応じて異なります。

【明細書発行体制等加算】

当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

【時間外対応加算 3】

【医療情報取得/医療 DX 推進体制整備について】

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

医療情報取得加算	初診時(1カ月に1回)	再診時(3カ月に1回)
健康保険証	3点	2点
マイナ保険証	1点	1点
医療 DX 推進体制整備加算		初診時 8点

(2) 特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料	75点	
明細書発行体制等加算	1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、病状や診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：島袋 幹子

眼科診療経歴：1996年から眼科診療

当院は以下の指定を受けた保険医療機関です

生活保護法指定医療機関

身体障害者福祉法指定医配置医療機関

難病法指定医療機関

当院でかかる文書料について

通院証明書等 2,000円+税

一般診断書等 3,000円+税

保険に関する診断書等 6,000円+税

※上記について、ご不明の点は受付へご相談ください。